

令和4年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月10日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階 議会委員会室

3 出席委員 16名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

18番 小野 列子

欠席委員 4名

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

14番 相馬 孝雄

17番 中谷 徳善

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第50号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
報告第16号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農林政策課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 9 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長
をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につ
きまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日
の出席委員数は 16 名であり、定足数に達しており、会議
が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を
行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご
異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていた
だきます。

議事録署名者には、1 番 金谷広大委員、2 番 乗田栄
一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地
係長、農林政策課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年7月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、高橋茂推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件、あおもり農業支援センター事業3件を適正に処理したことを報告いたします。

次に、令和4年8月4日午前9時30分から、小笠原委員、乗田委員、奈良推進委員で五所川原地区の登記官照会1件、五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転5件です。

2ページをご覧ください。

- 1番 大字鶴ヶ岡字福田ほか、田3筆、合計5,923㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額888,000円の有償移転です。

- 2 番 大字藻川字村崎、田 1 筆、2 4 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 60,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字広田字下り松、畑 2 筆、合計 7 6 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字梅田字福浦、田 3 筆、畑 5 筆、合計 9, 0 8 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2,270,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字飯詰字朝日沢田、田 1 筆、3, 9 3 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字飯詰字沢田、畑 1 筆、3, 8 4 5 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 7 番 大字福山字実吉、田 2 筆、合計 6, 3 4 4 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。
- 8 番 金木町川倉七夕野ほか、畑 3 筆、合計 5, 5 5 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,100,000 円の有償移転です。
- 9 番 金木町喜良市坂本、畑 1 筆、3 4 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。

- 1 0 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、1, 1 7 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20, 000 円の有償移転です。
- 1 1 番 十三土佐、田 1 筆、2, 5 8 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。
- 1 2 番 十三土佐、田 2 筆、合計 5, 5 4 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。
- 1 3 番 金木町中柏木不動野、田 1 筆、2, 0 4 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 75, 000 円の有償移転です。
- 1 4 番 十三土佐、田 2 筆、合計 6, 3 9 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
孫への贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 4 7 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 4 7 号について原案
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第47号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 8ページをご覧ください。

議案第48号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

9ページをご覧ください。

1番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、122㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は隣地に建設する際の一部の転用です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約1.3kmに位置し、農地が散在し、周囲を宅地等に囲まれその規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

申請者はアパートを建設する場所の一部が農地であるため、駐輪場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は宅地に囲まれ、建設予定地に関しては県道沿いに面しており、土砂等の流出を防ぐ為、L型擁壁を施し被害を及ぼすことのない様に努め土砂の流出の影響はございません。土地利用については、計画図より申請地を有効に利

用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10ページを御覧下さい。

議長 議案第48号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第48号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第48号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議長 つづきまして議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 11ページをご覧ください。

議案第49号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定11件、所有権移転3件です。

12ページ、番号1番から17ページ11番までの利用権設定11件については皆様のお手元にお配りしていま

す農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

18ページ、番号1番から19ページ3番までの所有権移転3件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第49号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第49号について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 20ページをご覧ください。
議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査

結果ついて」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

- 1番 農地の所在は、大字小曲字沼田、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第50号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第50号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第50号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第47号から議案第50号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他に何かございませんか。

委員 (なし)

議 長

以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 _____

(金谷 広大)

1 番委員 _____

(乗田 栄一)

2 番委員 _____